

議案第 48 号

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年つくばみらい市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条
ずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年つくばみらい市条例第10号)新旧対照表

改正案	現行
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)